

国保連を通じた介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払について（イメージ）
（国民健康保険団体連合会へ審査支払業務を委託する場合）

保険者
(市町村)

- ・ 事業の実施決定
- ・ サービス内容の決定
- ・ 国保連合会へ審査支払業務の委託を行うことの決定（委託契約）
- ・ 都道府県を通じて国保連合会に事業所情報の提供
- ・ 国保連合会へ受給者情報の提供
- ・ 国保連合会へ事業所へ支払う費用の支払 等

都道府県

- ・ 保険者と連携して国保連合会に事業所情報の提供

国保連合会

- ・ 保険者等から審査支払に必要な情報の入手
- ・ 事業所等からの請求により審査支払 等

○ 今後のスケジュール（案）

平成23年8月

国保連を通じた介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払システムにかかる事務連絡発出

（システム対応準備のため、業務の流れ図案等、可能な範囲で提示予定）

平成23年秋頃

国保連を通じた介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払システムにかかる事務連絡発出

（インターフェース案、請求明細書様式案等）

○ インターフェースについて

介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理システムにかかる国保連合会インターフェースの変更予定箇所は次のとおり。

- ・ 保険者編の受給者台帳等にかかる部分
- ・ 都道府県編の事業所台帳等にかかる部分
- ・ サービス事業所編、居宅介護支援事業所編の請求明細書情報等にかかる部分